

奈良県動物愛護管理推進計画(第2次計画)の概要

1 計画の位置づけ

- 本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）第6条第1項に規定される法定計画である。
- 動物愛護管理法第5条により環境大臣の定めた動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進する為の基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即して、動物の愛護及び管理に関する県の基本的方向性と中長期的な目標を明確化する。

2 計画の期間

- 平成30（2018）年度から平成39（2027）年度までの10ヵ年
※第1次計画（現計画）平成20年度～平成29年度

3 基本理念

- 動物の愛護
 - ・ 動物の命の尊厳を守ることを通じて、社会における生命尊重の涵養を図る。
- 動物の管理
 - ・ 動物の適正な管理による、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのない社会を実現する。
- 合意形成
 - ・ 動物の愛護及び管理に関する県民合意を形成する。

人と動物の共生する社会の実現
～動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり～

4 施策体系（4本柱）

- 基本理念の実現に向けて、以下に掲げる施策（4本柱）により計画を推進する。
 - （1）動物の適正な飼養及び管理の促進
 - （2）動物の愛護及び管理に関する普及啓発
 - （3）災害時における動物の適正な飼養及び保管
 - （4）行政機関、民間団体等との協力体制の構築

施策体系（4本柱）

1 動物の適正な飼養及び管理の促進

- [施策1-1] 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底
- [施策1-2] 所有者明示（個体識別）の推進
- [施策1-3] 適正飼養、繁殖制限及び終生飼養の普及啓発の推進
- [施策1-4] 飼い主のいない猫を減少させる取組の実施
- [施策1-5] 収容された犬猫の譲渡の促進
- [施策1-6] 動物による危害の発生防止
- [施策1-7] 動物取扱業者への監視指導の徹底
- [施策1-8] 動物取扱業者による飼養者への啓発指導の推進
- [施策1-9] 実験動物及び産業動物における管理の適正化の徹底

2 動物の愛護及び管理に関する普及啓発

- [施策2-1] 動物愛護センターを活用した体験学習の実施
- [施策2-2] 「いのちの教育プログラム」の展開

3 災害時における動物の適正な飼養及び保管

- [施策3-1] 人とペットの災害対策ガイドラインの作成
- [施策3-2] 動物の災害対策に関する啓発物品の作成・配布、研修会の実施

4 行政機関、民間団体等との協力体制の構築

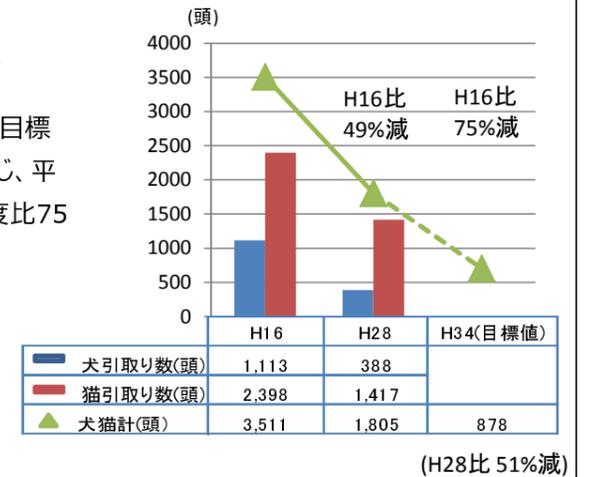
- [施策4-1] ボランティアの育成、支援体制の構築
- [施策4-2] 関係機関との連携
 - 市町村 殺処分減に向けた協働強化、動物愛護管理の普及啓発
 - 教育委員会 いのちの教育プログラムの展開
 - 警察 遺棄虐待、動物による危害防止
 - 獣医師会 適正飼養、災害時対策等の普及啓発
 - 動物愛護団体、ボランティア等 犬猫の譲渡促進、適正飼養、災害時対策普及啓

主な関連指標

- 地域の飼い主のいない猫対策や飼い犬猫の適正飼養の普及啓発に努めることで、犬猫の引取り数及び殺処分数・率、動物に関する苦情数の削減を目指す。
評価指標として、計画中間年（5年後）となる平成34年度数値目標を設定する。

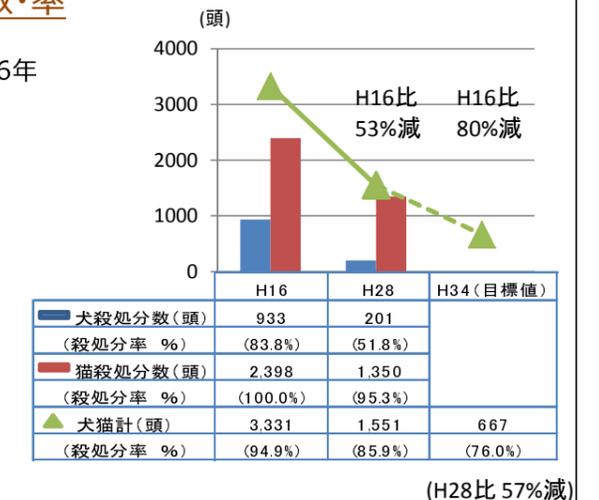
指標1 犬猫の引取り数

基本指針における平成35年度目標（平成16年度比75%減）に準じ、平成34年度引取り数を平成16年度比75%削減する。



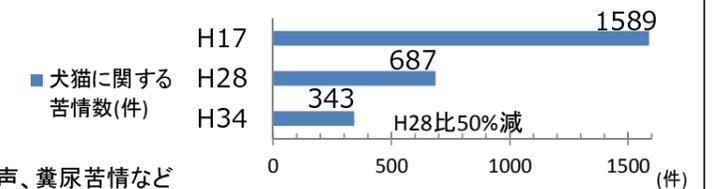
指標2 犬猫の殺処分数・率

平成34年度殺処分数を平成16年度比80%削減する。



指標3 犬猫に関する苦情数

平成34年度苦情数を平成28年度比50%削減する。



計画の進行管理

- 計画の進捗状況を毎年確認し、奈良県動物愛護管理推進協議会等において検討・評価する。
- 状況の変化に対応するため、策定後、概ね5年後（平成34年度）に中間見直しを行う。